

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第21号
事故等種類	火災
発生日時	平成26年12月22日 08時00分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市相浦港 ^{あいのうら} 相浦港1号防波堤灯台から真方位050° 1,775m付近 (概位 北緯33° 11.56′ 東経129° 39.35′)
事故等調査の経過	平成27年3月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 大師丸 ^{だいし} 、16トン NS2-23296（漁船登録番号）、株式会社幸漁物産 第292-50395号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	機関室の電気配線及びバッテリーが焼損
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、相浦港の岸壁に係留中、船長が、甲板清掃のため雑用水ポンプのスイッチを入れた後、間もなくして機関室から煙が出ているのを認めた。 船長は、機関室を開けたところ、火炎が上がっているのを認め、持ち運び式消火器及び海水で消火した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約5m/s 海上：平穏
その他の事項	船長は、鎮火後、機関室内を確認したところ、バッテリー及び電気配線が焦げているのを認めた。 船長は、本事故後、火災の原因について、修理業者から、雑用水ポンプの電気配線の延長加工された接続部分で短絡していた旨の説明を受けた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 あり なし 本船は、相浦港の岸壁に係留中、雑用水ポンプのスイッチを入れた際、機関室から出火したことから、火災が発生したものと考えられる。 本船は、雑用水ポンプの電気配線の延長加工された接続部分で短絡して出火した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにする

	ことはできなかった。
原因	本事故は、本船が、相浦港の岸壁に係留中、機関室から出火したことにより発生したものと考えられる。
参考	船長は、本事故後、電磁接触器を増設した。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・電気配線は、定期的に外観等の点検を行い、必要に応じて新替えることが望ましい。